

新潟医療福祉大学学生寮



入寮生の皆さんへ

学生寮 利用規則

2021年11月1日版

※今後、改定を行う場合があります



看護・医療・リハビリ・栄養・スポーツ・福祉の総合大学

新潟医療福祉大学

目次

I. N-Village 伍桃「寮生の心得」…………… P. 3

II. 快適な寮生活・共同生活を送るために…………… P. 4

1. 挨拶の励行
2. 禁煙について
3. 他の寮生への配慮
4. 静粛時間について
5. 寮でのイベント・交流プログラムへの出席

III. N-Village 伍桃 利用規則…………… P. 5 - 7

《共用棟の利用について》

1. 利用時間について
2. 食堂の利用方法
3. 多目的スペースの利用方法
4. 通信設備等の利用方法

《居住棟:居室・ユニット共用部の仕様について》

1. ユニットについて
2. ユニット内設備について
3. 居室・ユニットのその他



IV. N-Village 伍桃 寮内規則……………P. 8 - 14

第1条	目的	P. 8
第2条	遵守義務	・
第3条	男女エリア分け	・
第4条	ツインルーム	・
第5条	ユニット内の役割とRSの役割	・
第6条	迷惑行為の禁止	P. 9
第7条	管理義務	P. 10
第8条	駐輪場	P. 11
第9条	駐車場等	・
第10条	外泊の届出	・
第11条	外来者の無断立入・宿泊の禁止	・
第12条	寮室内への立入	P. 12
第13条	盗難の予防	・
第14条	郵便物・宅配物	・
第15条	スクールバスの運行	・
第16条	常備薬	P. 13
第17条	保全・点検	・
第18条	防火・防災訓練	・
第19条	除雪	・
第20条	感染症対策	・
第21条	緊急事態	・
第22条	罰則事項	・
第23条	退寮時	P. 14
第24条	退寮事由	・
第25条	退寮の申出	・
附則(署名)		・

※関係各所の連絡先については最終に表示する。

※本書に記載の「管理者」とは【管理室 管理員】および【管理会社】を指すものとする。

I N-Village 伍桃「寮生の心得」

新潟医療福祉大学学生寮「N-Village 伍桃」は、建学の精神である「優れたQOL サポーターの育成」に基づいて、開館しました。

本寮は、寮生同士が協働・協力しながら充実した寮生活を送ることで「優れたQOLサポーター」となるために必要な5つの能力(STEPS※1)をより向上させることを目的としています。

また、本寮では、ユニット※2ごとにグループを形成します。**ユニットメンバーは必要な役割を分担し、コミュニティの一人として他者への思いやりを意識しながら寮生活を送ります。**

充実した寮生活を送り、「優れたQOL サポーター」になるために、以下の「寮生活3つの～ing」を意識した生活を心掛けましょう。

「寮生活3つの～ing」

1)学ぶ(Learning)

学部・学科を越えた寮生活や寮生のための講座・イベントの開催によって、将来「チーム医療・チームアプローチ」を実践するための「チカラ」を養いましょう。

2)運営する(Running)

寮生同士が協力して気持ちよく生活するために、寮生が中心となって役割などを分担し、各ユニット※2を運営しましょう。

3)理解する(Understanding)

寮で共に過ごす仲間の個性や価値観などを理解する姿勢やお互いを認め合う気持ちを大切にしながら寮生活をおくりましょう。

※1「STEPS」

- 【S】科学的知識と技術を活用する力(Science&Art)
- 【T】チームワークとリーダーシップ(Teamwork&Leadership)
- 【E】対象者を支援する力(Empowerment)
- 【P】問題を解決する力(Problem-solving)
- 【S】自己実現意欲(Self-realization)

※2「ユニット」

学生寮の建物(2階建て)の各階を1ユニットとしています。

II 快適な寮生活・共同生活を送るために

1.挨拶の励行

本学は開学以来、学生からの「主体的な挨拶」ができる大学として、学内外から非常に高い評価を受けています。**「挨拶」は人生をおくる上で一番大切なコミュニケーションです。**寮で共に過ごす仲間への「おはよう」「お疲れさま」「ただいま」「おかえり」「おやすみ」といった挨拶はもちろん、学生生活での「こんにちは」など、挨拶を励行し、**お互いの人格を尊重し合い学生生活を送ってください。**

2.禁煙について

本学は、健康の維持・増進に携わる専門職を養成する大学であり、また、学外実習先の施設等でも全面禁煙に取り組んでいることから、2005年4月1日より、全敷地内禁煙(駐車場、駐車中の車内、大学に近接する道路を含む)としています。**本寮においても全敷地内禁煙ですので厳守してください。**

3.他の寮生への配慮

寮で共に過ごす仲間への配慮を心がけてください。

テレビ・ラジオ・楽器等の音量や深夜早朝の移動音・話し声などは他の寮生の迷惑となります。廊下や玄関等の共用部分に個人の所持物を放置しないようにしてください。また、いかなるペットも飼うことはできません。

4.静粛時間について

23:00～6:00までは静粛時間となります。

静粛時間帯は他の寮生へ配慮し、迷惑にならないように静かに過ごしてください。

緊急時を除き、自分が居住するユニット以外のユニットへの移動、立入りを控えてください。

5.寮でのイベント・交流プログラムへの出席

本寮での各種プログラムやイベントは、寮生同士の交流を深め、「優れたQOL サポーター」となるために必要な5つの能力(STEPS)をより向上とさせることを目的としています。寮生活を円滑に進め、充実した寮生活を送るためにも、年間を通じて行われる各種プログラム・イベントには積極的に参加してください。

III

N-Village 伍桃 利用規則

◀ 共用棟の利用について ▶

1. 利用時間について

※状況により利用・対応時間が変更になる場合があります。

	利用時間	備考
管理室の窓口対応	平日 24時間対応	各種申請や連絡等は、窓口対応時間内に済ませてください。なお、緊急時において、管理人不在時は、24時間受付コールセンターへ連絡願います。 ※管理室不在日：夏季3日、年末年始4日程度
	土・日・祝日 日中 13:00～18:00 夜間 21:30～翌日8:30	
入館 / 閉館	6:00～24:00	やむを得ず閉館に遅れる際は、必ず事前(管理室の窓口対応終了時刻まで)に連絡してください。
食堂	朝食	大学カレンダーに基づく授業予定日(土日祝・長期休業期間を除く)について食事を提供します。 (春季・夏季休業期間中に食事提供を希望する場合は別途有償にて追加できます。)
	夕食	
多目的スペース	6:00～24:00	時間内で利用が可能です。
大浴場	18:00～23:00	メンテナンスにより利用できない日があります。

2. 食堂の利用方法

- ・食堂にて提供される食事を居室へ持ち込むことはできません。また、食事の取り置きもできません。
- ・実習(授業)により食事を欠食する場合、実習開始日の1ヶ月前まで所定の申請書を食堂窓口まで提出してください。欠食分の食費を年度末に精算し振込にて返金します。(※振込手数料は寮生負担)
- ・アルバイトなどやむを得ない理由により夕食を欠食する場合、翌月1日～15日分の欠食日を、当月15日までに、翌月16日～末日の欠食日を当月末日までに、所定の申請書にて食堂窓口まで提出してください。欠食分を大学内の食堂で利用できる昼食引換券(限定メニュー)に交換します。
- ・食事提供によるお問い合わせは、株式会社日本フードリンクへお問い合わせください。

3. 多目的スペースの利用方法

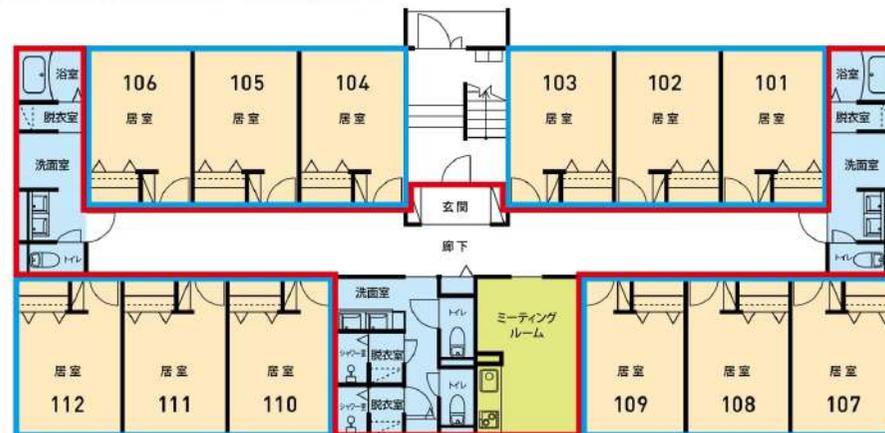
- ・学習やグループワーク、談話スペースとして利用時間内で自由に利用ができます。
- ・個人およびグループでの独占的な使用、他の利用者の迷惑となるような行為は控えてください。
- ・セミナー等での使用を希望する場合は、事前に管理室窓口にて所定の手続きが必要です。

4. 通信設備等の利用方法

- ・インターネットは共用棟、居室内で無線LAN(Wi-Fi)による利用が可能です。
不具合の発生の場合は、D.U-NET株式会社へご連絡ください。
受付時間：10:00～20:00
- ・食堂内に設置されているテレビは自由に視聴可能です。
- ・共用棟に設置されているコピー機は自由に使用可能です。(有料)
- ・緊急時に限り、管理室の固定電話の使用が可能です。

住居棟：居室・ユニット共用部の仕様について

- ※ツインルーム・バリアフリールーム棟は間取り・配置が異なります。
- ※下記は一般棟の1階の表示です。(例：201は101の真上です。)



1. ユニットについて

ユニット共用部(赤枠)	ユニットメンバーで共有し生活を共にするスペース(清掃もユニットメンバーで行います。)
居室(青枠)	プライバシーを重視した6帖ワンルームタイプの鍵付き個室

2. ユニット内設備について

居室	机・椅子・ベッド・エアコン・照明・リモコン(エアコン用・照明用)・カーテン・電気スタンド・室内用物干し竿・テレビ端子・インターホン
ミーティングルーム	共用キッチン・冷蔵庫・電子レンジ・IHクッキングヒーター・エアコン・エアコンのリモコン・ダイニングテーブル・椅子・カーテン・食器棚(食器、調理器具は除く)・掃除機・テレビ端子
シェアスペース	トイレ(4基)・シャワー室(2室)・浴室(2室)・洗面台(3箇所)・洗濯機(2台)※洗濯カード(1枚1,000円/10回利用可能)

3. 居室・シェアスペースについて

1. カードキーを紛失・破損した場合は速やかに管理室へ連絡してください。再発行費用7,000円(税別)が必要となります。
2. 寮内の電球・トイレトーパー、リモコンの電池、ドアの電池等の消耗品は入寮者の費用負担で交換してください。費用負担はユニットメンバーで協議して決めてください。
3. 備え付け以外の家具家電や生活用品は、各自で用意してください。
4. 居室へのテレビの設置は可能です。設置する場合、NHK受信料は各自で負担してください。
5. ミーティングルームにテレビを設置する場合、事前に管理室に報告してください。なお、NHK受信料はユニットメンバー全員で負担してください。
6. ミーティングルームおよびシェアスペースに新たな備品等の設置を希望する場合は、事前に管理室に申し出て下さい。またその備品の使い方や購入費、処分費の負担はユニットメンバーで協議して決めて下さい。
7. 共用備品以外はすべて個人所有のもので、勝手に使用しないでください。また、個人の所有は明確にしておいてください。
8. 入居する棟、及び居室を選択はできません。また、自己都合による居室の移動はできません。
9. 寮の運営、設備維持管理のため、棟および居室の移動をお願いする場合があります。
10. 疾病、ケガ等によりバリアフリールームへの移動を希望する場合は管理会社へご相談ください。
11. 未成年の飲酒は法律で禁じられています。
12. 寮の設備・施設を破損・汚損した場合は修理に要する実費を請求する場合があります。

IV

N-Village 伍桃 寮内規則

第1条 | 目的

入居に関し、①新潟医療福祉大学教育方針を理解し、実践に賛同すること②寮内で行われる各プログラム・イベントに積極的に参加すること、これらを経験して人間力を向上する目的を以って、入寮者が遵守すべき規則（以下「本規則」という。）を定める。

第2条 | 遵守義務

入寮者は、本寮が共同生活の場であることを認識し、本規則を遵守して新潟医療福祉大学学生として節度ある行動を取らなければならない。

第3条 | 男女エリア分け

1. 入寮者は、異性の住居棟に一切立ち入ってはならない。なお、異性の入寮者と面談する場所は共用棟の多目的ホールに限定する。
2. 前各項において、緊急時や災害時、大学・管理者が認めた場合には、この限りではない。

第4条 | ツインルーム

ツインルームにおいては、ルームメイトのプライバシーを十分に尊重し、迷惑行為を行わないこと。

第5条 | ユニット内の役割とRSの役割

1. 寮運営にあたり、**ユニット長**、**副ユニット長**、**ユニット会計**、**衛生委員**を入寮者の中からユニット単位で選出する。その役割は次のとおりとし、他の寮生も寮運営の責を負っていることから協力しなければならない。

1	ユニット長(必ず1人選任) ユニットを代表し、統括を行う。	主な実務	学生課や管理会社からの連絡受付窓口、連絡をユニット生に伝達する。ユニット生の相談役となる。
2	副ユニット長(必ず1人選任) ユニット長を補佐しユニット長の業務を代行する。	主な実務	ユニット長が帰省や実習などで不在の場合は実務を代行する。メンバーの意見など、とりまとめが必要な場合は行い、ユニット長へ伝達する。
3	ユニット会計(可能なら2人選任) ユニット内の備品・生活用品の購入について会計事務を行う。	主な実務	購入費用の徴収や管理などを行う。購入方法や購入者についてはユニット内でルールを決める。
4	衛生委員(可能なら2人選任) ユニットメンバーとともにユニット内の不衛生・不安全状況を確認し、整理・整頓・清潔・清掃度の向上を図る。	主な実務	毎月清掃チェック表を記入し、管理人に提出する。衛生環境の維持のために、ユニットへ呼びかけを行う。清掃・片付けについては全員で協力して行うよう、ユニットメンバーでルールを決める。

2. 大学・管理員・管理会社から各役割の担当者に共有事項や伝達事項があり、招集を行う場合は可能な限り参加し、連絡についてユニットメンバーに共有が必要な場合は必ず伝えること。指示がある場合は、ユニット生全員で速やかに従うものとする。
3. 本寮においては、寮生に対して日々の生活支援および学生寮の全体運営サポートを行うべく、RS(レジデント・サポーター)が常駐する。RSおよび管理者の指示には速やかに従うこと。

第6条 | 迷惑行為の禁止

入寮者は、大学、管理者、他入寮者及び近隣居住者に迷惑の掛かる以下の行為を行ってはならない。

1. 銃刀法や薬物関連法等、法令等に反する物(鉄砲、刀剣類等)又は爆発性、発火性を有する危険物を製造又は保管すること。
2. 本寮の建物、設備及び備品(配水管等を含む)を腐食又は毀損させる恐れのある液体等を使用又は保管すること。
3. 他人の迷惑となる音量でのテレビ・オーディオ機器の視聴、楽器演奏(持込みは可)、大声を出す、オンラインゲームや携帯電話を使用するにあたって著しく周りに迷惑をかける等を行なうこと。
4. 暴力組織への加入・関係者の出入り、政治的・宗教的な活動団体への他の入寮者に対する勧誘及びそれらの活動に関する集会・行事等の開催、ネズミ講やマルチ商法等の販売活動、販売、顧客勧誘等の商業行為またはこれに類する行為その他風紀秩序を乱す行為を行なうこと。
5. 火災の原因となる、電気ストーブ類、オイルヒーター、コンロ類、石油・ガス器具等、機器類の寮内への持込み、ベッド近くへ白熱灯の持込み。その他の持ち込みについては管理室に確認すること。
6. 空いている部屋の立ち入り・無断使用。
7. 犬、猫その他小動物・魚等のペットの飼育。
8. **階段・階段踊り場、メールBOX周辺、廊下等共用スペースへの物品の残置及び設置、看板の設置。**許可された場所以外へのポスター等の掲示。
9. チラシ・パンフレット等の印刷物の配布及び掲示。
ただし、大学に配布、掲示を申し出て許可を得た場合は配布、掲示を行うことができる。
10. 本寮内及び周辺での喫煙。
11. 本寮内及び周辺でのスケートボードの利用。
12. 本寮内の窓から物を捨てる。
13. 通常時における非常用出口の利用。指定された出入口以外から敷地内への出入り。
14. 暴力行為及び賭博行為。
15. 本寮の建物・設備・寮室内の改造行為。
16. 居室および寮内の設備等を寮生以外の第三者への転貸使用。
17. 構内柵を乗り越え入・出構する。
18. 設備、共用物等に異常な力を加え変形させる。
19. 風紀秩序を乱し、健全な寮運営を妨げる行為。
20. 未成年の飲酒。また、飲酒運転。(する、させる、同乗する。)
21. 違法薬物の売買、利用。
22. **他人の物を無断で使用したり、食すること。**
22. その他、共同生活上不適当な行為。
23. 他入寮者及び近隣居住者に迷惑があると大学・管理者が判断した行為。

第7条 | 管理義務

入寮者は、以下の管理項目を遵守する義務を負う。

◆清掃・衛生面について

1. 入寮者は自分の居室内の清掃を行い清潔に保つとともに整理整頓を心掛けること。
2. バスルーム、シャワー室、トイレ、洗面所、洗濯機コーナー、廊下、玄関、ミーティングルーム内(シンク、電子レンジ、テーブル、床等)の清掃は定期的に行なうとともに使用后清掃・片付けを行い、次の使用者(次期入寮者を含む)が気持ちよく使えるようにすること。
尚、バスルーム、シャワー室、洗面所等でヘアカラーを使用してはならない。(付着すると除去が困難)
3. 寮内掃除には積極的に参加し、掃除当番となった場合は、その義務を必ず果たすこと。(一部の人に負担をかけたり、部活・バイト等がある等の理由で不参加をしてはならない。)
4. 冷蔵庫内の食材等は賞味・消費期限を確認し責任を持って管理すること。
5. 日常のゴミの処理については新潟市のゴミ搬出ルール等指示に従い、種類別に分別(特にビン・缶)を行いゴミ収集日の日時に指定する場所に出すこと。
6. 住居棟内で不要になったゴミ、ペットボトル等を共用棟内のゴミBOXに入れてはならない。
7. 電気製品のように処分が有料なゴミは入寮者が費用を負担すること。
8. バスルーム、シャワー室、トイレ、洗面所、洗濯機コーナー、廊下、玄関、ミーティングルーム内、メールBOX周辺には私物は残置せず、必ず自室に持ち帰ること。私物を残置した場合、ユニット長・大学・管理者の判断で私物を移動又は処分し共同責任とし費用を請求できるものとする。
9. ミーティングルームにおける私物の食器等については、次に使う人のことを考慮し整理、整頓、清潔、清掃を心掛けること。放置されていた場合は、ユニット長・大学・管理者の判断で移動又は処分し共同責任とし費用を請求できるものとする。

◆設備・備品の取扱い・立入りについて

10. 寮室内及び共用スペースに置いてある家具、電化製品等の使用に際しては丁寧に扱い、万一故障や不具合が発生した場合は、至急管理室に報告すること。なお、原因が寮生の故意・過失による場合は修繕費等を請求する場合がある。請求者が特定できない場合は共同責任において費用負担とする。
11. 自室内の机、椅子は自室内で使用するものとし共用スペースに移動してはならない。
12. 共用スペースの電源は生活に必要な電気ポット、炊飯器等の電化製品を使う場合にのみ利用できる。
13. カードキーは常時携帯し大学関係者・管理者から提示を求められた場合は提示しなければならない。また、他人に貸与、譲渡してはならない。
14. 機械室等の危険な場所、管理室への立ち入りを禁止とする。
15. 節電、節水等省エネに努めること。(不在時、エアコン・ライトの電源は必ずOFFにすること)
光熱水費の想定使用料を大きく超えるユニットについては注意喚起を行い、改善が見られない場合は別途請求を行う場合がある。特に冬期間におけるエアコンの長時間ON状態は故障の原因となるので絶対に行わないこと。

16. シャワー室等共用スペースを個人の倉庫代わりに使用してはならない。
17. トイレ使用にあたりトイレトペーパー以外のもの(例:ティッシュペーパー等)を流さない。
18. 洗濯機の利用にあたり洗濯物の量は適量を心がけること。(詰めすぎは故障の原因)
19. 洗濯機はカード利用とする。(コイン投入口を改造してコイン利用することは絶対にしないこと。)
20. ゆがみの原因となる為、居室ドアにハンガーフックを取り付けてはならない。

第8条 | 駐輪場

1. 入寮者は駐輪場許可書を管理室に提出することにより駐輪場を利用できる。自転車には、本寮専用のステッカーを貼付する。また、防犯登録を必ず行うこと。
2. 自転車の持ち込みは1人1台までとする。指定の駐輪場を使用し、寮内に持ち込んではならない。
3. 自転車には施錠を必ず行い、盗難に注意すること。万一盗難や破損等があっても大学・管理者はその責任を負わない。
4. 所有する自転車・バイクが不要となった場合、または退寮の際は、自己の責任において処分すること。退寮時に未処分の自転車・バイクがあった場合は大学・管理者で処分の上、処分に係る費用を請求する。
5. 路上駐車をしないこと。(迷惑行為)

第9条 | 駐車場等

1. 自家用車を持つ入寮者は大学事務局(学生課)へ届けを行い駐車許可証を得て、所定の駐車場に駐車するものとし、所定外の駐車場・道路に駐車してはならない。
2. 寮内にタイヤを保管してはならない。(保管はタイヤ保管会社等へ依頼すること。)
3. 運転するにあたっては交通安全ルール順守に努めること。
4. 飲酒運転は絶対にしてはならない。

第10条 | 外泊の届出

外泊、帰省及び旅行等で本寮を留守にする場合は、所定の用紙により事前に管理室に届け出なければならない。

第11条 | 外来者の無断立入・宿泊の禁止

1. やむを得ず外来者を住居棟内に立ち入らせる場合は、管理員の許可を必ず得、入寮者は外来者名簿に所定事項を記入し、入館証をつけなくてはならない。なお、異性の立ち入りは一切認めない。ただし、家族が引っ越しで荷物の搬入等で異性を立ち入らせる場合は管理員の許可を必ず得、家族の入館者全員の名前を外来者名簿に所定事項を記入し、入館証をつけなくてはならない。
2. 外来者の22時以降の滞在は厳禁とする。
3. 外来者を宿泊させることは一切できない。

第12条 | 寮室内への立入

1. 大学関係者・管理者は、火災・地震等の震災時や事件・事故等の緊急時等必要と認められる場合には入居者が不在であっても、寮室内に立ち入ることができる。
2. 大学関係者・管理者は、消防設備の点検等管理上の目的により寮室内に立ち入る必要がある場合、入寮者に事前に予告して寮室内に立ち入ることができる。
3. 大学関係者・管理者は、客観的事実に基づき入寮者が本規則に違反していると推定される場合、入寮者の立会いのもと居室に立ち入ることができる。ただし、本人の立会いが困難な事由がある場合はこの限りではない。

第13条 | 盗難の予防

1. 入寮者は、本寮内といえども自室を離れる際には必ず施錠すること。特に2人部屋に関しては施錠を忘れることがないように充分注意すること。
2. 入寮者は、現金・カード等貴重品の自己管理を徹底すること。万一、紛失しても大学・管理者はその責を負わない。
3. ミーティングルーム内の冷蔵庫内の個人の食品には必ず名前を書き盗難予防に心がけること。万一、盗難があっても大学・管理者はその責を負わない。

第14条 | 郵便物・宅配物

1. 管理室では郵便物や宅配物の受取り、預かりはしない。
2. 普通郵便は住居棟の各フロアエントランスに設置されている、居室ごとのメールBOXに投函されるので定期的に確認すること。
3. 宅配物は住居棟のフロアエントランスまで配達されるのでインターホンにより各居室へ連絡があり次第受け取る。なお、不在時は宅配BOXに配達されている場合があるのでメールBOX内の不在票の有無を確認すること。
4. 不在時の代金引換、クール便、生もの、宅配BOXに入らない大きさの宅配物、宅配BOXに空きが無い場合などは、宅配業者が持ち帰るので各自で再配達を依頼すること。

第15条 | スクールバスの運行

1. 大学/JR豊栄駅北口間のスクールバスを往復運行。
2. スクールバスは平日に限らず、原則、土日祝日および長期休暇期間中も運行。
3. 買い物など通学以外の目的でも利用可能。
4. 運行時刻は適宜、共用棟 管理室向いの掲示板等で確認すること。

第16条 | 常備薬

個々人の体質やアレルギー反応を考慮し、共用棟および各棟には常備薬の配備はしないことから各自の体質にあったものを各自で用意すること。

第17条 | 保全・点検

1. 防火・衛生・施設の保全または管理上必要な場合は、大学関係者・管理者が許可なく居室に立ち入りできるものとする。
2. 安全上、緊急時の避難経路の確保の為、ユニット内廊下・フロアエントランスに私物を置いてはならない。守られない場合は、大学・管理者で処分し費用を請求できるものとする。

第18条 | 防火・防災訓練

防火訓練・防災訓練を行われる場合は参加すること。

第19条 | 除雪

入寮者は冬期間の積雪時は、ゲート前・本館敷地内におき、生活に必要な範囲について各自除雪を行うこと。また、居室・シェアスペースのエアコン室外機の周辺は除雪を行い凍結防止に努めること。

第20条 | 感染症対策

感染症が全国的に蔓延状況となった場合、あるいは恐れがある場合は大学・管理会社の指示に従う。

第21条 | 緊急事態

1. 火災や事件・事故が発生した場合には、至急管理室に連絡してください。管理室不在の場合は24時間受付コールセンターへ連絡すること。
2. 本人または他の寮生が病気等により緊急の対応が必要となった場合も至急管理室に連絡してください。管理室不在の場合は24時間受付コールセンターへ連絡すること。

第22条 | 罰則事項

万一、以下のような行為が認められた場合、罰則処分として本寮での奉仕活動などに従事させる。奉仕活動期間は、「1週間程度」「2～3週間程度」「1ヵ月程度」とし、行為の故意・過失の程度および常習性などを勘案して決定する。

1. 「禁止事項」を犯す行為が複数にわたり認められた場合。
2. 本食堂より提供された食事を寮生以外の第三者へ、一部または全部譲渡したことが認められた場合。
3. 住居棟へ異性の立ち入りが複数にわたり認められた場合。

【奉仕活動の一例】

- ・共用棟食堂スペースの清掃
- ・本寮食堂の食事提供補助
- ・共用棟大浴場の清掃
- ・共用棟トイレの清掃
- 等

第23条 | 退寮時

1. 退寮する際は居室、共用スペース、メールBOX、宅配BOX、駐輪場において私物の有無を必ず確認し、有の場合は必ず持ち帰ること。放置されていた場合は、了解なしで大学・管理会社等の判断で処分し、処分費の請求をする場合がある。または、本人に連絡を行い持ち帰り指示を行う。
2. 次の入居者のために必ず整理・整頓・清掃・カーテンの洗濯を行うこと。
3. 不具合箇所があった場合は必ず管理会社へ連絡を行い、その指示に従うこと。

第24条 | 退寮事由

以下の事由に該当する場合、退寮を命ずることができる。この場合、当該寮生は指定する期日までに退寮するものとする。

1. 本契約及び寮内規則の不遵守、日本の法律について不法行為等が認められた場合。
2. その他新潟医療福祉大学の寮生として相応しくない行為があった場合。
3. 大学を退学処分となった場合。
4. 賃料等を2ヶ月滞納した場合。
5. その他、大学および貸主が退寮と判断した場合。

第25条 | 退寮の申出

原則、契約期間中は途中退寮はできない。ただし、退学・休学・ケガや病気など医師の判断によりやむを得ない事情により途中退寮を希望する場合は、貸主と別途締結する定期借家契約に基づき手続きを行う。

附 則

1. この規則は2021年11月1日から施行する。

※本利用規則は予告なく改定を行う場合があります。

※軽微な変更は都度行われるものとします。

2. 本規則を理解の上、在寮期間中は必ず本書を入寮者の手元におき保管すること。

上記事項を確認し、本規則を遵守することを誓います。

西 暦 年 月 日

住 所

氏 名

印(またはサイン)

連絡先電話番号

〈関係各所連絡先〉

新潟医療福祉大学 学生課	025-257-4500
学生寮 管理室 [(株)大和ライフネクスト]	025-383-8338
管理会社/(株)リビングギャラリー	0800-170-8824
24時間受付コールセンター	0120-387-887
食事提供/(株)日本フードリンク	025-282-7023
インターネット/D.U-NET(株)	0120-870-515